

令和 7 年度
広聴広報年報

令和 8 年 9 月

鹿児島県薩摩川内市

は し が き（発行の目的）

薩摩川内市では、広く市民から意見や提言をいただく「市民の声制度」や市民と市長の対話の場である「令和コミュニティトーク」の開催、市ホームページ上でのアンケート「eまちアンケート」の実施やパブリックコメント制度の活用など、市民と市との間で情報や問題意識を共有し、市政運営に生かす広聴業務を実施しています。

また、薩摩川内市自治基本条例第11条には、「市議会及び市は、その保有する情報を市民に分かりやすく提供し、市民との情報共有に努めなければならない。」と定められており、市政その他本市に関する広報活動を行うことにより、市民と市が、互いの情報とまちづくりの方向性を共有し、それぞれの役割に応じてより良い薩摩川内市を構築するための活動を活発化するため、さらには本市の施策及び事業の質、市民の市政参加、市民のシビックプライド、都市イメージなどを向上することを目的として、市民に伝わる広報、届く広報、広がる広報を基本に広報活動を実施しています。

本年報は、市民等から寄せられた市政に対する声について、部局別の件数や内容、その後の対応を振り返り、意見の傾向を把握することを目的に取りまとめたものです。あわせて、市政広報の重要性を踏まえ、広聴結果の公表をはじめとした市の事業をわかりやすく伝えるために、どのような媒体を活用し、どのような広報の取組を行ったかについても整理しています。

今後とも市民が意見提言を市に伝える機会を確保するなど、市政に参画しやすい環境づくりに取り組むとともに、市民に伝わる広報活動を実践してまいります。

令和8年9月

薩摩川内市長 田中 良二

第 1 章 広聴業務	4
1 概要	4
(1) 広聴の体系	4
(2) 広聴事業一覧	5
2 個別広聴	6
(1) 「市民の声」受付件数	6
(2) 市民の声の対応状況と回答	8
(3) 市民の声の市政への反映	9
3 集団広聴	12
(1) 令和コミュニティトーク～市民と市長の対話の場～	12
(2) 施策分野ごとの関係団体等と市長との対話の場	13
(3) 市長Ｄトーク（出前トーク）	14
(4) 薩摩川内市みらいアドバイザー発表会	15
(5) 東郷学園義務教育学校 9 年生から本市への提案発表会	15
(6) まちとくらしのみらいづくりワークショップ	16
(7) 薩摩川内 2034 ビジョン意見交換会	17
(8) 薩摩川内市への未来提言	17
4 調査広聴	17
(1) e まちアンケート	17
(2) その他市政に関するアンケート	19
(3) パブリックコメント	22

第 2 章 広報業務	26
1 概要	26
(1) 市が目指す広報の在り方	26
(2) 市が行っている主な広報活動	26
2 市が運営する広報媒体の実績	28
(1) ホームページ	28
(2) ソーシャルメディア	29
3 広報リーダーの配置	31
4 広報員の設置	31
参考資料	32
○薩摩川内市パブリックコメント手続実施要綱	32
○「市長への手紙」様式	34
○プレスリリース様式	35
○薩摩川内市広報員設置要綱	36

(注意) 部局課室名は令和 8 年 3 月 3 1 日現在

第 1 章 広聴業務

1 概要

本市では、市民が求めるサービスを適正に提供するため、広く市民の意見を聴取し市民ニーズを的確に把握する、広聴業務を実施しています。

令和 4 年度から、本市に寄せられる「市民の声」について、その趣旨を的確に把握し迅速な回答を行い、本市の施策や業務改善に生かすことで、市民満足度の向上及び市政に対する信頼と共感の醸成に役立てることを目的に、統一した要領を定め、「市民の声制度」として運用しています。

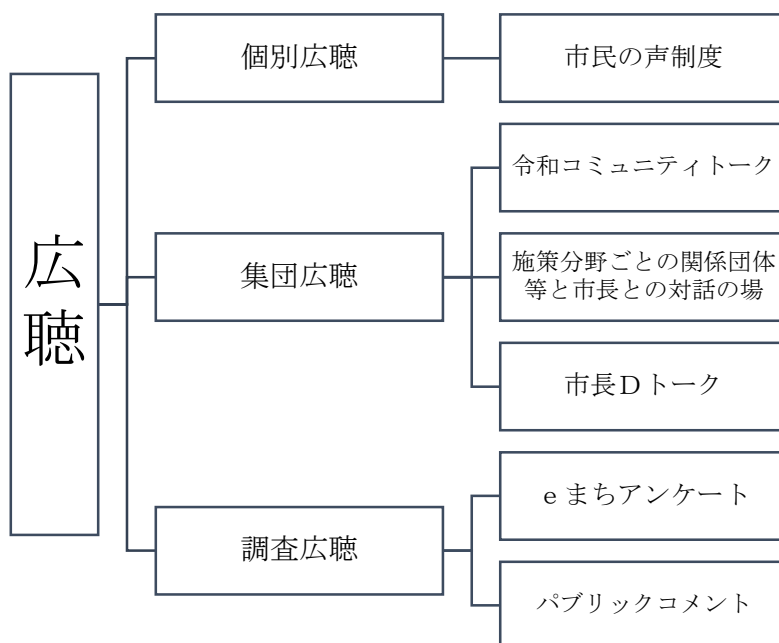
(1) 広聴の体系

本市の広聴業務は、個別広聴、集団広聴、調査広聴に分類されます。

個別広聴とは、市民から個別に意見などを聴取するもので、本市では、「市民の声制度」があります。

集団広聴とは、市民を集めて意見などを聴取するもので、本市では、「令和コミュニティトーク」、「施策分野ごとの関係団体等と市長との対話の場」、「市長 D トーク（出前トーク）」などがあります。

このほか本市では、調査広聴として、「e まちアンケート」などの市政に関するアンケートや「パブリックコメント」を実施しています。



(2) 広聴事業一覧

	事業名	内 容
個別 広聴	市民の声制度	市民より寄せられたご意見について、いただいたご意見やご質問については、速やかに関係課へ共有し、その対応状況を市ホームページ上で公表しています。
集団 広聴	令和コミュニティトーク～市民と市長の対話の場～	市長が地域に出向き、市民と一堂に会し対話を重ねる場として、地区コミュニティ協議会との共催で開催しています。
	施策分野ごとの関係団体等と市長との対話の場	市民と市との間での情報共有や市政運営に関して同じ問題意識を持つため、施策分野ごとに関係団体などとの対話の場を設置しています。
	市長 D トーク（出前トーク）	市長が主催者からの依頼により会合に出席し、参加者との対話を重ねる場を設置しています。
	その他	市民からの意見を求めるため、担当課において広聴会などを開催しています。
調査 広聴	e まちアンケート	市民から幅広いご意見、ご要望などを聴き、本市の施策や業務の改善及び市政推進に役立てることを目的に、インターネットを利用してアンケートを実施しています。
	その他 市政に関するアンケート	今後の市政の諸施策を進める上で参考とするため、市の施策や事業に関するアンケート調査を実施しています。
	パブリックコメント	主要な計画や指針を立案する過程において、広く市民に意見を募集し、寄せられた意見を参考に計画などの決定を行い、併せて市の考え方も公表する制度です。行政運営上の公正の確保と透明性の向上を図り、開かれた市政を推進することを目的に実施しています。

2 個別広聴

市民の声制度の意見の提出方法については、市ホームページ上のご意見・お問い合わせメールフォームの利用や、市役所各庁舎に設置しているご意見箱に「市長への手紙（※専用用紙を巻末の参考資料に掲載）」を投函いただくほか、電子メール、手紙、ファックスなどにより提出できます。

(1) 「市民の声」受付件数

令和7年度にホームページや会議、電子メールなどから寄せられた「市民の声」は次のとおりです。昨年度より46件増加しました。

受付件数（年度別）

内 容 \ 年 度	令和7年度		令和6年度
		前年度比	
受付件数	1,168	46	1,122

受付件数（受付方法別）

受付方法 \ 年 度	令和7年度		令和6年度
		前年度比	
ホームページ	836	83	753
会議	93	△51	144
電子メール	92	△26	118
市長への手紙※ ¹	83	39	44
窓口	32	△4	36
郵送	18	1	17
その他※ ²	14	4	10

受付件数（受付方法と種類別）

受付方法 種類	ホーム ページ	会議	電子 メール	市長へ の手紙 ※ ¹	窓口	郵送	その 他※ ²	計
提案	8	0	0	1	0	1	0	10
意見	26	1	6	7	3	3	1	47
要望	15	6	10	1	11	4	0	47
問い合わせ	762	77	63	22	11	9	11	955
道路・河川※ ³	8	9	11	0	7	0	1	36
その他※ ⁴	17	0	2	52	0	1	1	73
計	836	93	92	83	32	18	14	1,168

※¹ 「市長への手紙」は、各庁舎に設置されているご意見箱による受付

※² 受付方法の「その他」は、口頭・電話・ファックスによる受付

※³ 本市管理の道路・河川の補修要望、意見に関するもの（令和7年度：1,969件）は除く。

※⁴ 種類の「その他」は、営業や研究を目的とした問い合わせやアンケート依頼など、他の種類に属さないもの

受付方法別の割合

ホームページからの受付が836件と全体の約7割を占めており、続いて会議93件、電子メール92件となっています。

部局等別件数

部局名	令和7年度		令和 6年度	主な内容
		前年度比		
未来政策部	113	5	108	自治会、地区コミュニティ協議会、広報紙、市公式LINE
行政管理部	53	△16	69	公共施設などの維持管理、小学校跡地利活用、ライブカメラ、職員採用試験、国勢調査
市民安全部	261	50	211	ごみ処理、マイナンバーカード、各種証明書、防災行政無線 ※昨年度と比較して戸籍等の手続きごみ処理に関する問い合わせが多く寄せられました。

保健福祉部	191	39	152	定額減税給付金、国民健康保険、介護保険事業、保育サービス、子育て支援、民生委員 ※昨年度と比較して民生委員の改選に関する問い合わせが多く寄せられました。
農林水産部	42	6	36	有害鳥獣被害、生産基盤施設の維持・整備、農業振興
経済シティセールス部	189	27	162	ふるさと納税、バス交通、スポーツ合宿、文化公演 ※昨年度と比較してスポーツ合宿、甌ミュージアムに関する問い合わせが多く寄せられました。
建設部	170	△27	197	道路維持、市道整備、住宅施策、公園などの維持管理、河川改修、空き家対策
消防局	1	△11	12	消防団
教育委員会	77	△13	90	施設改修、給食、文化財、図書館利用、交通安全、ウミネコ留学
選挙管理委員会	13	4	9	
農業委員会	25	6	19	農地
水道局	23	△1	24	水道料金、浄化槽
議会事務局	6	2	4	
その他※	4	△25	29	
計	1168	46	1122	

※「その他」は、特定の所管ではなく幅広い所管に共通する声、または所管不明なものなどです。

(2) 市民の声の対応状況と回答

いただいたご意見やご質問については、速やかに関係課へ共有しています。また、その対応状況については、個人が類推、特定される情報などを除き、市ホームページ上で公表しています。

※公表内容は、市ホームページ「市民の声」の各ページをご覧ください。

<https://www.city.satsumasendai.lg.jp/gyoseijoho/kochi/7/index.html>



(3) 市民の声の市政への反映

寄せられた「市民の声」が、どの程度市政に反映されたかを把握するため、次の基準に基づき令和8年6月1日を基準日として調査しました。

反映分類基準

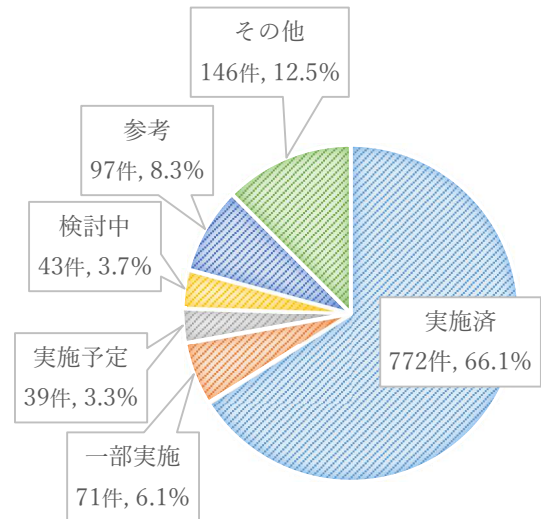
分類	説明
実施済み	・事業としてすでに実施（完了）しているもの ・個別な対応を要するもので、すでに対応済のもの
一部実施	・事業として一部実施しているもの ・個別な対応を要するもので、対応中のもの
実施予定	・1年以内に実施（着手）する予定であるもの
検討中※	・3年以内（令和8年度～10年度）の計画中に組み入れるか否か（または、実施に向けた）調査・検討を要していくもの
参考※	・現時点では、実施・検討が不確定であるため、市政に関する一つの意見として参考にするもの ・検討中の中で、3年以内に調査・検討に着手できないもの
その他	・市政に関係ないもの（国県が所管する事業など）

※「検討中」や「参考」となる理由：予算的なもの、政策的なもの（方向性が合わないものまたは、未決定のもの）、法令・制度的なもの、その他

ア 「市民の声」反映状況

令和7年度に寄せられた市民の声（1,168件）のうち、「実施済み」、「一部実施」の案件を合わせると、843件（72.2%）となり、寄せられた市民の声の約4分の3が、市政に反映されています。

反映度	件数	割合
実施済み	772	66.1%
一部実施	71	6.1%
実施予定	39	3.3%
検討中	43	3.7%
参考	97	8.3%
その他	146	12.5%
計	1,168	100.0%

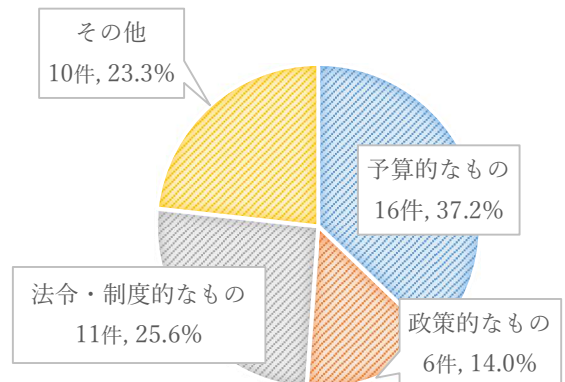


イ 「検討中」及び「参考」の理由

令和7年度に寄せられた市民の声 1,168 件の市政への反映状況について、「検討中」、「参考」と分類した理由を調査したところ、事業や施策の方向性が未決定などの「政策的なもの」が最も多くなっています。

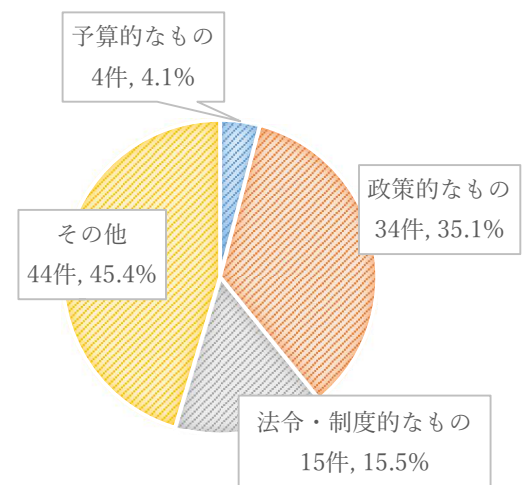
「検討中」の理由

理由	件数	割合
予算的なもの	16	37.2%
政策的なもの	6	14.0%
法令・制度的なもの	11	25.6%
その他	10	23.3%
計	43	100.0%



「参考」の理由

理由	件数	割合
予算的なもの	4	4.1%
政策的なもの	34	35.1%
法令・制度的なもの	15	15.5%
その他	44	45.4%
計	97	100.0%



ウ 主な反映事例

ご意見①	向田公園の遊具の破損について
内容	向田公園の滑り台で、上部の板を固定している部品が破損し、ネジも外れている状態を確認しました。現地をご確認ください。
反映状況	向田公園の遊具について現地を確認し、補修を実施し、修繕が完了しています。 今後も、適切な公園管理に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

ご意見②	学校周辺の低木について
内容	小学校周辺の道路では、低木や雑草が茂っているため、車から子ども達の姿が見えにくく、危険に感じることがあります。 学校や保育園、幼稚園などの周辺については、剪定や除草の回数を増やすなど、安全確保に配慮いただけないでしょうか。
反映状況	市では、市内各所の低木や雑草の状況を確認しながら、順次管理を行っています。 ご要望のありました場所については、現地を確認したところ、草木の繁茂が見られたため、剪定および除草作業を実施しました。 なお、剪定や除草の回数については、限られた予算の中で市内全域の維持管理を行っていることから、直ちに増やすことは難しい状況です。しかしながら、今後も現地の状況を確認しながら適切な維持管理に努めてまいりますので、お気づきの点がありましたらお知らせください。

ご意見③	郵便物の削減等について
内容	固定資産税納税通知書などの固定資産税の関係書類について、電子化を検討してください。
反映状況	固定資産税を含めた納税通知書につきましては、令和7年度税制改正において、法人あては令和9年4月から、個人あては令和10年4月から、電子データによる副本を送付できるようになる予定です。

ご意見④	国際交流センターの和室の利活用について
内容	同センターでの会議室が不足しているので、会議室への改修をお願いします。
反映状況	会議室として和室の利用希望があった場合は、畳の上にウッドカーペットを敷き、その上に長机や椅子を設置することで、会議が行えるように対応しました。

3 集団広聴

(1) 令和コミュニティトーク～市民と市長の対話の場～

令和7年度は、第3次薩摩川内市総合計画におけるゾーニングビジョンの6エリア毎に6会場（全7回）で開催し、1,096人の参加があり87件の意見が出されました。

不法投棄や道路沿いの伐採に関するご意見・ご質問がありました。これらについては、市が対応するとともに、必要に応じて地域の皆さんと連携し、共助の取組として問題解決に努めました。

令和7年度実績

開催日	開催場所	地区コミュニティ協議会	参加者数	意見数
令和7年 7月2日	鹿島公民館	里、上甕、手打、子岳、西山、内川内、長浜、青瀬、鹿島	211人(うち会場65人)	12件
令和7年 7月9日	サンアリーナ せんだい	水引、滄浪、寄田、湯田、西方、八幡、高来、城上、陽成、吉川	150人(うち会場75人)	18件
令和7年 7月10日	樋脇保健 センター	藤本、野下、市比野、樋脇、倉野、副田、清色、朝陽、大馬越、八重	408人 (うち会場： 昼80人、 夜91人)	11件
		斧渕、南瀬、山田、鳥丸、藤川、黒木、上手、大村、轟、蘭牟田		10件
令和7年 7月17日	消防局	亀山、可愛、育英	118人(うち会場54人)	12件
令和6年 7月29日	セントピア	隈之城、永利	112人(うち会場48人)	16件
令和7年 8月7日	国際交流 センター	川内、平佐西、平佐東、峰山	97人(うち会場66人)	8件
計	6会場 (全7回)		1,096人(うち会場479人)	87件

※開催内容などの詳細は、市ホームページに掲載しています。

www.city.satsumasendai.lg.jp/gyoseijoho/kocho/4/16471.html



(2) 施策分野ごとの関係団体等と市長との対話の場

① 令和プロテクト・トーク

災害などから市民の生活を「守り」、被害を「防ぎ」、また、生命財産を「保護する」とともに、地域防災の要である消防団組織の実情を把握し、団組織を「守る」ことを目的に設置しました。

消防防災を担う4機関（薩摩川内市・市消防局・市消防団・市消防後援会連合会）が連携し、地域の高齢化や、若者がいない現状等があることから、消防団の定数の見直しや分団の統廃合など、地域の実情にあった消防団組織再編や消防団員の確保等について検討しています。

設置年月日	令和4年6月14日
構成メンバー	薩摩川内市消防団、薩摩川内市消防後援会連合会、市市民安全部、市消防局

令和7年度実績

開催日	内容
令和7年6月25日	・薩摩川内市消防団運営方針について ・令和7年度薩摩川内市消防団火災対応訓練について ・令和7年度薩摩川内市消防団年間スケジュールについて ・消防団DXに向けた消防団アプリの導入について ・薩摩川内市消防団活動活性化等委員会組織及び今年度の取組みについて ・外国人の支援及び共生について ・令和プロテクト・トークの今年度の取組等について
令和8年1月26日	・令和7年度薩摩川内市消防団火災対応訓練について ・消防団員の防災士資格取得について ・令和7年度令和プロテクト・トーク実績について ・令和8年度の令和プロテクト・トークの取組みについて ・薩摩川内市消防団活動活性化等委員会の活動について

② 令和エコノミートーク

市内経済団体が市内経済について問題を共有し、意見を交換することを目的に設置しました。

本市と市内経済団体が協力して「稼ぐ力」の強化とふるさと納税の推進で地域経済を活性化し、市内経済の回復と発展を目指すことを目的として「薩摩川内 E 8（イーエイト）がんばる宣言」を行いました。

設置年月日	令和 5 年 6 月 8 日
構成メンバー	川内商工会議所、薩摩川内市商工会、北さつま農業協同組合、株式会社薩摩川内市観光物産協会、事業協同組合薩摩川内市企業連携協議会、川内市漁業協同組合、甕島漁業協同組合、市

令和 7 年度実績

開催日	内容
令和 7 年 6 月 30 日	「薩摩川内 E 8 がんばる宣言」後の産業振興や「稼ぐ力」の向上、産業人材の確保・移住定住の推進、ふるさと納税の増加に向けた課題などについて

(3) 市長 D トーク（出前トーク）

市長が主催者からの依頼により会合に出席し、参加者との意見交換や対話を行いました。令和 7 年度は、2 団体と対話を行いました。

令和 7 年度実績

開催日	主催団体	内容
令和 7 年 4 月 1 日	川内商工会議所（参加者：77 人）	令和 7 年度の施策展開について
令和 7 年 7 月 14 日	Woman 創 ing（14 人）	市政全般について（特に教育に関すること）

※集団広聴の各事業については、市ホームページの各ページをご覧ください。

<https://www.city.satsumasendai.lg.jp/gyoseijoho/kocho/4/kouchou/index.html>



(4) 薩摩川内市みらいアドバイザー発表会

【担当課：未来政策部 企画政策課】

持続可能で魅力的なまちづくりの推進に当たり、高校生の視点から本市が抱える課題・問題の探求に取り組むため、令和２年度から「薩摩川内市みらいアドバイザー」を設置しています。

その探究成果をまとめた政策提言・活動発表がありました。

開催日	令和 7 年 12 月 17 日	令和 8 年 3 月 24 日
参加団体	県立川内高等学校	県立川内高等学校
開催場所	本庁 401・402 会議室	同校体育館
参加者数	2 年生 4 人	1 年生 35 人
意見数	1 件	8 件

※詳しくは、市ホームページ「薩摩川内市みらいアドバイザー」の各ページをご覧ください。
https://www.city.satsumasendai.lg.jp/gyoseijoho/seisaku_keikaku/11/2/index.html



(5) 東郷学園義務教育学校 9 年生から本市への提案発表会

【担当課：未来政策部 企画政策課】

本市が示すまちづくりのビジョンに対して、生徒が住民の一人としてアイデアを提案する活動を通して、社会参画・住民自治を学び、理解を深めることを目的に実施しました。

なお、いただいた提案に対する市の考えについて、生徒にフィードバックを行いました。

開催日	令和 7 年 11 月 21 日
参加団体	東郷学園義務教育学校
開催場所	同校会議室
参加者数	9 年生 56 人
意見数	16 件

※詳しくは、市ホームページ「東郷学園義務教育学校第 9 年生から本市への提案発表会が開催されました」をご覧ください。
www.city.satsumasendai.lg.jp/gyoseijoho/sogokeikaku/2/20250319/18417.html



(6) まちとくらしのみらいづくりワークショップ

【担当課：建設部 都市整備課】

薩摩川内市都市計画マスタープランを策定するにあたって、市民のまちづくりに対する意見・要望を把握し、都市計画上の課題明確化等に向けた基礎資料とするため実施しました。いただいたご意見を参考にし、薩摩川内市都市計画マスタープランに反映する予定です。

・参加者：川内北、川内中央、川内南、水引、平成、入来、東郷、祁答院、里、上甕、下甕、鹿島地域の中学校・小学校PTA関係者

開催日	開催場所	参加者数	意見数
令和7年6月13日	平成中学校	14人	0件
令和7年6月27日		15人	9件
令和7年6月23日	水引地区コミュニティセンター	9人	0件
令和7年6月30日		11人	9件
令和7年7月17日	祁答院公民館	12人	0件
令和7年7月24日		11人	9件
令和7年7月30日	清色地区コミュニティセンター	10人	0件
令和7年8月7日		9人	9件
令和7年9月18日	東郷公民館	12人	0件
令和7年9月24日		9人	9件
令和7年9月29日	甕島振興局	9人	0件
令和7年10月6日		10人	6件
令和7年10月17日	下甕支所	9人	0件
令和7年10月23日		10人	3件
令和7年10月20日	永利地区コミュニティセンター	10人	0件
令和7年11月5日		9人	4件
令和7年10月21日	中央公民館	14人	0件
令和7年11月4日		12人	9件
令和7年11月19日	SOKO KAKAKA	15人	0件
令和7年11月26日		11人	9件

(7) 薩摩川内 2034 ビジョン意見交換会

【担当課：未来政策部 企画政策課】

総合的な市政経営の指針となる「薩摩川内 2034 ビジョン（第 3 次薩摩川内市総合計画前期基本計画）」による新たなまちづくりがスタートしたため、改めて新ビジョンについて説明するとともに、今後のまちづくりについて意見交換を行いました。

開催日	令和 8 年 1 月 29 日
開催場所	本庁 601 会議室
参加者数	15 人
意見数	15 件

(8) 薩摩川内市への未来提言

【担当課：未来政策部 企画政策課】

小学生と中学生が本市の未来について興味を持ち、本市をより良いより住みやすい市にするためにはどうすればよいかを考え、郷土に対する思いを深めることにつなげようと実施しました。令和 7 年度は、中学生との交流を踏まえ、川内中央エリアの小学校 4 校から提言を受けました。

開催日	令和 8 年 2 月 3 日
開催場所	川内小学校
参加者数	182 人
意見数	4 件

4 調査広聴

(1) e まちアンケート

市民から幅広いご意見、ご要望などを聴き、本市の施策や業務の改善に生かすとともに市政推進に役立てるため、秘書広報課においてインターネットを利用したアンケートを実施しました。令和 7 年度は、5 回のアンケートを実施し、延べ 1411 人の方に回答していただきました。

令和 7 年度実績

第 1 回	アンケート名	薩摩川内市の移住定住策に関するアンケート
	実施期間	令和 7 年 5 月 20 日～ 6 月 17 日
	回答者数	377 人
	担当課	経済シティセールス部 産業人材確保・移住定住戦略室
	調査結果の反映	本市の居住のきっかけや本市の魅力、定住促進補助金にかかる現状評価について参考としました。

第 2 回	アンケート名	食育・地産地消に関するアンケート
	実施期間	令和7年7月10日～8月8日
	回答者数	236人
	担当課	農林水産部 農業政策課
	調査結果の反映	地元の農林水産物の利用及び消費拡大を促進させていくための参考としました。

第 3 回	アンケート名	「赤ちゃんの駅並びに子育て応援ガイド」に関するアンケート
	実施期間	令和7年9月24日～10月23日
	回答者数	190人
	担当課	保健福祉部 子育て支援課
	調査結果の反映	子育て中の親子が安心して外出できる環境づくりを推進するため、赤ちゃんの駅並びに子育て応援ガイドに係る認知度や現状評価の参考としました。

第 4 回	アンケート名	現在の就労状況及び若者にとって魅力ある働く場に関するアンケート
	実施期間	令和7年11月10日～12月9日
	回答者数	363人
	担当課	経済シティセールス部 産業戦略課
	調査結果の反映	就労状況及び若者にとって魅力ある働く場所を把握するための参考としました。

第 5 回	アンケート名	広聴広報に関するアンケート
	実施期間	令和8年1月16日～令和8年2月15日
	回答者数	245人
	担当課	未来政策部 秘書広報課
	調査結果の反映	広聴広報活動をさらに充実させていくための参考としました。

※調査結果などの詳細は、市ホームページに掲載しています。
https://www.city.satsumasendai.lg.jp/gyoseijoho/kocho/6/3/2_5/index.html



(2) その他市政に関するアンケート

市の施策や事業に関するアンケート調査を実施しました。

今後の市政の諸施策を進める上で参考とし、市政運営に生かしてまいります。

① 第2次薩摩川内市総合計画に係るアンケート		
調査の概要	調査期間	令和7年5月29日～6月27日
	調査の目的、内容	各政策・施策の重要度と、総合計画で示した成果指標について、市民の満足度等を把握し、成果重視の行政経営を行うために実施
	調査対象	18歳以上の市民（無作為抽出により3,000人を抽出）
	調査方法	書面調査またはインターネット調査
	有効回収数	922人（回収率30.7%）
	担当課	未来政策部 企画政策課
調査結果の反映		第2次総合計画の進捗管理等のための資料としました。

② 第3次薩摩川内市総合計画に係るアンケート		
調査の概要	調査期間	令和7年5月30日～6月27日
	調査の目的、内容	各政策・施策の重要度と、総合計画で示した成果指標について、市民の満足度等を把握し、成果重視の行政経営を行うために実施
	調査対象	18歳以上の市民（無作為抽出により3,000人を抽出）
	調査方法	書面調査またはインターネット調査
	有効回収数	776人（25.9%）
	担当課	未来政策部 企画政策課
調査結果の反映		第3次総合計画策定の進捗管理等のための資料としました。

③ 河川・道路愛護運動実施状況アンケート調査		
調査の概要	調査期間	令和7年4月23日～7月31日
	調査の目的、内容	今後の河川・道路愛護運動のより良い在り方の参考とするために実施
	調査対象	自治会長（533人）
	調査方法	書面調査またはインターネット調査
	有効回収数	231人（回収率43.3%）
	担当課	建設部 道路河川課
調査結果の反映		河川・道路愛護運動の実施期間の変更に活用します。

④ 薩摩川内市公営住宅等長寿命化計画に係る市営住宅に関するアンケート調査		
調査の概要	調査期間	令和7年7月1日～7月28日
	調査の目的、内容	市営住宅に求める意向を把握するとともに、地域住民のニーズに直結した住宅需要を把握するために実施
	調査対象	48 地区コミュニティ協議会
	調査方法	書面調査
	有効回収数	39 地区コミュニティ協議会（回収率 81.2%）
	担当課	建設部 建築住宅課
調査結果の反映		薩摩川内市公営住宅等長寿命化計画の見直しに活用しました。

⑤ 薩摩川内市公営住宅等長寿命化計画に係る市営住宅利活用の可能性に関するアンケート調査		
調査の概要	調査期間	令和7年7月1日～7月28日
	調査の目的、内容	従業員の住宅確保状況や市営住宅の需要及び利活用に関する意向を把握するために実施
	調査対象	主要な市内の民間事業者を抽出（20 事業者）
	調査方法	書面調査
	有効回収数	12 事業者（回収率 60.0%）
	担当課	建設部 建築住宅課
調査結果の反映		薩摩川内市公営住宅等長寿命化計画の見直しに活用しました。

⑥ 薩摩川内市公営住宅等長寿命化計画に係る民間賃貸住宅の市場調査		
調査の概要	調査期間	令和7年7月1日～7月28日
	調査の目的、内容	民間賃貸住宅の入居状況などを把握し、市営住宅ストック数の適正化を図るため実施
	調査対象	主要な市内の不動産事業者を抽出（7 事業者）
	調査方法	書面調査
	有効回収数	4 事業者（回収率 57.1%）
	担当課	建設部 建築住宅課
調査結果の反映		薩摩川内市公営住宅等長寿命化計画の見直しに活用しました。

⑦ 薩摩川内市の将来のまちづくりのための市民アンケート		
調査の概要	調査期間	令和7年9月5日～令和7年10月10日
	調査の目的、内容	都市計画マスタープランを策定するにあたって、市民のまちづくりに対する意見・要望を把握し、都市計画上の課題明確化等に向けた基礎資料とするため実施
	調査対象	18歳以上の市民 (地域人口のバランスに応じて1,500人を抽出)
	調査方法	書面調査またはインターネット調査
	有効回収数	835人
	担当課	建設部 都市整備課
調査結果の反映		薩摩川内市都市計画マスタープランに反映する予定です。

⑧ 薩摩川内市文化財保存活用地域計画に関するアンケート		
調査の概要	調査期間	令和7年11月20日～12月16日
	調査の目的、内容	文化財に関する認識やニーズを把握するために実施
	調査対象	10歳から99歳までの市民 (無作為抽出により1,500人を抽出)
	調査方法	書面調査
	有効回収数	338人(回収率22.5%)
	担当課	教育部 社会教育課
調査結果の反映		文化財保存活用地域計画の資料編としてアンケート結果を記載予定です。

⑨ 令和7年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び高齢者等実態調査		
調査の概要	調査期間	令和8年1月5日～1月16日
	調査の目的、内容	高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画並びに認知症施策推進計画策定にあたり、高齢者等の基礎調査とするために実施
	調査対象	40歳以上の市民(無作為抽出により6,000人を抽出)
	調査方法	書面調査またはインターネット調査
	有効回収数	3,123人(回収率52.1%)
	担当課	保健福祉部 高齢・介護福祉課
調査結果の反映		高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定等に活用します。

⑩ 介護人材実態調査		
調査の概要	調査期間	令和 8 年 1 月 5 日～1 月 23 日
	調査の目的、内容	高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画策定にあたり、介護保険実施事業所の人材に関する基礎資料とするために実施
	調査対象	市内の介護保険事業所（177 事業所）
	調査方法	書面調査またはインターネット調査
	有効回収数	81 事業所（回収率 45.8%）
	担当課	保健福祉部 高齢・介護福祉課
調査結果の反映		高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画の策定等に活用します。

⑪ がん検診受診状況アンケート		
調査の概要	調査期間	令和 8 年 2 月 1 日～2 月 27 日
	調査の目的、内容	市のがん検診以外のがん検診（職場検診・人間ドック等）を含む受診状況等を把握し、適切な受診勧奨等を行うための情報として反映させるため実施
	調査対象	市内に居住する 20 歳以上の女性及び 40 歳以上の男性がいる世帯（42,000 人）
	調査方法	書面調査またはインターネット調査
	有効回収数	5,410 人（回収率 12.9%）
	担当課	保健福祉部 市民健康課
調査結果の反映		今後のがん検診受診率向上に向けた検診実施方法等に反映する予定です。

(3) パブリックコメント

主要な計画や指針を立案する過程において、広く市民に意見を募集し、寄せられた意見を参考に計画などの決定を行い、併せて市の考え方も公表する制度です。

令和 7 年度は、15 件のパブリックコメントを実施し、延べ 30 件の意見が寄せられました。

なお、令和 5 年度から公表資料について、設置場所の変更や希望される方への個別郵送など、公表方法を以下のとおりとしました。

- ・各地区コミュニティセンター設置分を各地域公民館 7 カ所に集約しました。
- ・新たな閲覧場所として、市内大学等 3 カ所（鹿児島純心大学、川内職業能力開発短期大学校、川内看護専門学校）に設置しました。
- ・希望される方へ、主管課より個別郵送を実施しました。

① 実施件数

年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
実施件数	４件	５件	９件	８件	１５件

② 令和７年度実績

No.	計画などの名称	募集実施期間	担当課	意見 提出数
１	薩摩川内市国土強靱化地域計画（素案）	令和７年６月１３日 ～ ７月１１日	未来政策部 企画政策課	５件
２	第２期薩摩川内市スポーツ推進計画（素案）	令和７年９月１６日 ～ １０月１５日	経済シティセールス部 文化スポーツ課	１件
３	薩摩川内市過疎地域持続的発展計画（素案）	令和７年１０月１日 ～ １０月３１日	未来政策部 企画政策課	０件
４	薩摩川内市辺地総合整備計画（素案）	令和７年１０月１日 ～ １０月３１日	未来政策部 企画政策課	０件
５	第３次薩摩川内市男女共同参画基本計画（素案）	令和７年１０月１日 ～ １０月３１日	未来政策部 コミュニティ課	０件
６	第３次薩摩川内市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画（素案）	令和７年１０月１日 ～ １０月３１日	未来政策部 コミュニティ課	４件
７	薩摩川内市健康づくり計画（第３次）（素案）	令和７年１１月１４日 ～ １２月１４日	保健福祉部 市民健康課	０件
８	薩摩川内市公営住宅等長寿命化計画（素案）	令和７年１２月２５日 ～ 令和８年１月２４日	建設部 建築住宅課	０件
９	薩摩川内市建築物耐震改修促進計画（素案）	令和７年１２月２５日 ～ 令和８年１月２４日	建設部 建築住宅課	０件
１０	薩摩川内市空家等対策計画（素案）	令和７年１２月２５日 ～ 令和８年１月２４日	建設部 建築住宅課	０件
１１	薩摩川内市公園施設長寿命化計画（素案）	令和７年１２月２５日 ～ 令和８年１月２４日	建設部 都市整備課	０件
１２	薩摩川内市水道事業経営戦略（改訂素案）	令和８年１月９日 ～ ２月８日	水道局 上水道課	１件
１３	薩摩川内市簡易水道事業経営戦略（改訂素案）	令和８年１月９日 ～ ２月８日	水道局 上水道課	０件
１４	薩摩川内市こども計画（素案）	令和８年１月１４日 ～ ２月１３日	保健福祉部 子育て支援課	１９件
１５	薩摩川内市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）	令和８年３月１６日 ～ ４月１５日	保健福祉部 市民健康課	０件

※令和 7 年度に意見を募集した 15 件の計画等は全て決定し、スタートしています。

※意見を募集している計画などや募集の結果については、市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.satsumasendai.lg.jp/gyoseijoho/kocho/5/2/2/pbr7/index.html>



③ パブリックコメント手続の流れ

市の基本的な計画や指針などの案の作成

作成した計画や指針などの案・関連資料の公表

□公表する資料

- ・計画などの案
- ・関連資料

(立案の趣旨・目的及び背景、計画などの案の概要、審議会などにおける検討状況の概要、その他必要な資料の公表に努めます。)

□公表の方法

- ・市のホームページに掲載し、担当課や支所など次の場所に備え付けます。

川内 地域	本庁 1 階情報公開コーナー、中央公民館、中央図書館、鹿児島純心大学、川内職業能力開発短期大学校、川内看護専門学校
東部 区域	樋脇支所、入来支所、東郷支所、祁答院支所、樋脇公民館、入来公民館、東郷公民館、祁答院公民館
甕島 区域	甕島振興局、里市民サービスセンター、鹿島市民サービスセンター、下甕支所、里公民館、上甕公民館、鹿島公民館

- ・希望される方には個別に郵送します。
- ・広報紙などへの掲載や、報道機関への発表などに努めます。

市民からのご意見の提出

□意見の提出期間

- ・1 カ月程度を目安に設定し、案の公表時にお知らせします。

□意見の提出方法

- ・市ホームページ上の意見・提言入力フォームのほか、郵便、ファックス、電子メールなど、多くの方法をとるようにし、案の公表時にお知らせします。

計画などの決定・公表

市民から寄せられたご意見を十分考慮しながら、計画などを決定します。

第2章 広報業務

1 概要

広報は、ただ情報発信するだけではなく、情報の受け手に伝わったかどうか、また、伝わった情報が活かされているか、確かめる必要があります。情報を伝えるだけで終わりではないため、庁舎内の課室等は、情報を得た関係者がどのようになってほしいのか、最終的な目的を明確にしながら広報を考える必要があります。

そこで、本市の広報のあり方や運用について、薩摩川内市広報実施方針として定め、これらに基づき全庁的に広報活動を実施することで、より質の高い広報活動を実施しています。

(1) 市が目指す広報の在り方

ア 伝わる広報

市民に対して「伝える」ではなく「伝わる」ことを意識して行います。

イ 届く広報

必要とする人に情報が的確に届くよう広報媒体を選択し、市民向け、市外向け、年齢層など対象者や発信時期を意識して行います。

ウ 広がる広報

インターネット等を活用した情報発信については「共有」「拡散」を意識して行います。

(2) 市が行っている主な広報活動

広報手段	概要
広報薩摩川内	・ 毎月2回発行（通常版とお知らせ版） ・ 発行部数 36,000 部（1回当たり） ・ 自治会を經由して加入世帯に配布するとともに、各支所、甕島振興局、地区コミュニティセンター、商業施設等に配布しています。 ・ ウェブサイト「デジタル広報薩摩川内」を発行しています。 ・ 市ホームページや広報紙アプリ「マチイロ」で閲覧可能です。 ・ 点訳、音訳業務を外部委託しています。

原子力広報薩摩川内	・年4回発行（概ね6月、9月、12月、3月） ・発行部数35,000部（1回当たり） ・自治会を經由して加入世帯に配布するほか、各支所、甕島振興局、地区コミュニティセンターに配布しています。 ・市ホームページで閲覧可能です。
市ホームページ	・障害の有無に関わらず、誰もが利用しやすいホームページとなるよう情報発信を行っています。 ・年間ページビュー数9,952,582ページビュー ・その他課室等で施策・業務別にホームページを運用しています。
F M さつませんだい	・秘書広報課で、7時55分から7時59分まで、広報薩摩川内又は指定の原稿に基づき、イベント、お知らせ等を情報発信しています。 ・企画政策課、防災安全課、社会福祉課、保険年金課、観光物産課、議事調査課からも定期的に情報発信しています。
防災行政無線	・注意喚起や市の催し情報などを情報発信しています。
M B C アプリ放送	・M B C 南日本放送との防災パートナーシップに関する協定に基づき、M B C アプリ及びM B C ホームページ内で行政情報・防災情報を発信しています。
報道機関への情報提供	・報道機関（川内記者クラブ）へ随時課室等の判断でプレスリリースを実施しています。 ・定例記者会見（市議会定例会前、年4回）及び必要に応じて臨時記者会見を実施しています。 ・令和7年度プレスリリース件数：750件
ソーシャルメディア	・LINEのほか、課室等において、施策・業務別にFacebook、X、Instagram、YouTubeのアカウントを設けて情報発信しています。
その他	・チラシ、ポスターや冊子、また、デジタルサイネージ（本庁舎1階等）で制度や各種情報を案内しています。

2 市が運営する広報媒体の実績

(1) ホームページ

本市では、表 1 のホームページを運営しています。ホームページの作成にあたっては、総務省が定める「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に基づきウェブアクセシビリティを厳守することとし、関係団体が作成するホームページも同様の取り扱うこととしています。

※ みんなの公共サイト運用ガイドラインとは、国及び地方公共団体等の公的機関のホームページ等が、高齢者や障害者を含む誰もが利用しやすいものとなるように、公的機関がウェブアクセシビリティの確保・維持・向上に取り組む際の取組の支援を目的として総務省が作成された手順書のことです。

表 1 ホームページ

No	ホームページ名称	ページビュー数		
		令和 7 年度		令和 6 年度
			前年度比	
1	薩摩川内市	9,952,582	94.1%	10,575,269
2	薩摩川内観光物産ガイド「ころろ」	1,150,171	89.8%	1,280,818
3	消防局	184,541	112.3%	164,338
4	子育てサポートネット	82,535	68.7%	120,142
5	J o b ! 薩摩川内	206,738	191.9%	107,758
6	防災	45,100	79.8%	56,496
7	企業立地ガイド	31,047	95.0%	32,697
8	市民活動情報サイト	26,053	113.8%	22,903
9	次世代エネルギーウェブサイト	14,631	75.5%	19,380
10	トンボロ芸術村コンテスト W e b 作品展	2,710	82.4%	3,288
11	竹バイオマス産業都市協議会	3,413	132.1%	2,584

※ページビュー数は、令和 8 年 3 月 31 日現在の数値です。

※ページビューとは、ホームページ内のページが表示された回数のことです。

(2) ソーシャルメディア

本市では、表 2 のソーシャルメディアを運営しています。情報発信に当たっては、運用基準及びソーシャルメディアを所管する課室等が定める運用要領に基づき行うこととし、配信した情報はシェア機能で「共有」「拡散」されるよう努めています。

表 2 ソーシャルメディア

ア SNS

(7) Facebook

No	アカウント名称	リーチ数		
		令和 7 年度		令和 6 年度
			前年度比	
1	薩摩川内市役所	156,749	10.9%	1,429,700
2	ぽっちゃんプロジェクト/ 地域おこし協力隊/薩摩川内	3,040	37.1%	8,194
3	薩摩川内市消防局	19,337	413.9%	4,671
4	薩摩川内市中央公民館	4,266	104.9%	4,063
5	薩摩川内市産業戦略課	1,977	48.8%	4,044
6	薩摩川内市スポーツコミッション	36,294	1126.7%	3,221
7	薩摩川内市ひとみらい	1,453	45.4%	3,196

※リーチ数は、令和 8 年 3 月 31 日現在の数値です。

※リーチ数は、投稿を見た人数のことで、同じユーザーが複数回見ても 1 回しかカウントはされません。

(イ) X

No	アカウント名称	インプレッション数		
		令和 7 年度		令和 6 年度
			前年度比	
1	公式薩摩川内市役所	533,192	111.1%	479,503
2	薩摩川内市スポーツコミッション	387,205	116.2%	341,828

※インプレッション数は、令和 8 年 3 月 31 日現在の数値です。

※インプレッション数は、投稿が表示された回数の中で、同じユーザーが複数回見ると見た回数だけカウントされます。

(ウ) Instagram

No	アカウント名称	リーチ数		
		令和 7 年度		令和 6 年度
			前年度比	
1	薩摩川内市消防局【公式】	448,517	85.6%	523,556
2	薩摩川内市	458,041	404.7%	113,175
3	薩摩川内 SDGs チャレンジ	8,035	33.3%	24,096
4	薩摩川内市ひとみらい	181,142	983.6%	18,415
5	地域おこし協力隊・薩摩川内	37,391	244.6%	15,283
6	薩摩川内市スポーツコミッション	68,805	578.0%	11,902
7	薩摩川内市 350 ベジライフ宣言	62,541	847.4%	7,380

※リーチ数は、令和 8 年 3 月 31 日現在の数値です。

イ 動画共有サイト

・ YouTube

No.	チャンネル名	総再生回数
1	薩摩川内市チャンネル	445,827

※総再生回数は、令和 8 年 8 月 2 日現在の再生回数です。

ウ メッセンジャーアプリ

・ LINE

No.	アカウント名	友だち数		
		令和 7 年度		令和 6 年度
			前年度比	
1	薩摩川内市	20,212	107.8%	18,737

※友だち数は、令和 8 年 3 月 31 日現在の数値です。

3 広報リーダーの配置

部局単位で合計 21 人の広報リーダーを配置し、課室等内の計画的な広報計画の策定とホームページ、ソーシャルメディアの作成を調整しました。また、広報スキルの向上のために、年 2 回の研修会を実施しました。

回	研修内容
第 1 回	ホームページ作成やプレスリリースの注意点
第 2 回	外部講師を招いたワークショップ

4 広報員の設置

本市が行う広報活動を総合的かつ効率的に推進することを目的に広報員を設置しています。6 人の広報員による広報員会を年 3 回開催し、市民に伝わる広報紙となるよう意見を聴き、見直しを行っています。

広報員からは、表紙や特集記事の構成、漫画の活用など読者の関心を引く工夫について高い評価がありました。一方で、専門用語や制度説明の充実、色使いの整理など、より分かりやすく親しみやすい紙面づくりに向けた改善提案も寄せられました。

これらの意見を踏まえ、専門用語や制度に関する説明の充実に努めるとともに、紙面全体の配色やレイアウトを見直し、視認性の向上を図るなど、読者の興味・関心を引き、分かりやすく親しみやすい広報紙となるよう工夫しました。

参考資料

○薩摩川内市パブリックコメント手続実施要綱

平成17年3月31日

告示第135号

改正 令和5年3月8日告示第133号

(目的)

第1条 この告示は、市民の市政に対する意見の提出又は提案の機会の確保と反映及び市民に対する説明責任を果たすため、パブリックコメント手続に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「パブリックコメント手続」とは、本市の基本的な計画、構想等（以下「計画」という。）の策定において、その案の段階で計画の内容等をあらかじめ公表し、広く市民からこれらに対する意見、情報及び専門的な知識（以下「意見」という。）を求め、提出された意見に対する本市の考え方を明らかにするとともに、意見を考慮して本市としての意思決定を行う一連の手続をいう。

2 この告示において「実施機関」とは、市長（公営企業管理者の職務を行う市長を含む。）、消防局長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

3 この告示において「市民」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 実施機関は、各施策の計画の策定又は重要な変更等を行う場合についてパブリックコメント手続を実施するものとする。

2 次に掲げる場合は、パブリックコメント手続の適用を除外する。

- (1) 市民からの意見を聴取する手続について、法令、条例又は規則若しくはこの告示以外の告示等に別段の定めがある場合。ただし、当該法令等に基づく手続を行うときは、できる限りこの告示の趣旨に沿ったものとなるよう努めること。
- (2) 実施機関が緊急を要すると認める場合
- (3) 実施機関が軽微な変更と認める場合
- (4) 実施機関に裁量の余地がないと認められる場合

3 実施機関は、前項の規定にかかわらず、パブリックコメント手続を行うことが必要と認める場合には、この告示による手続を行うことができる。

(公表時期及び公表資料)

第4条 実施機関は、前条第1項に該当するものの立案をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、当該計画の素案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画の素案を公表するときは、作成した趣旨、目的、背景等当該計画の素案を理解するために必要な資料を併せて公表するよう努めるものとする。

(公表方法)

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市ホームページへの掲載

(2) 実施機関が指定する場所での閲覧及び配布

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、市広報紙への掲載、報道機関への情報提供等の方法を積極的に活用し、公表の周知に努めるものとする。

3 前条の規定による公表を行うときには、意見の提出先、提出方法、提出期間等必要な事項を併せて明示するものとする。

(意見の提出)

第6条 実施機関は、市民が計画の素案についての意見を提出するために必要と判断される期間を考慮し、原則として1箇月程度を目安として提出期間を定めるものとする。

2 意見の提出は、次に掲げる方法とする。

(1) 郵便

(2) ファクシミリ

(3) 電子メール

(4) 実施機関が指定する場所への書面による提出

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

3 実施機関は、意見の提出を受けるときには、当該意見を提出した個人又は法人の住所又は所在地、氏名又は名称等当該提出した者を特定できる事項を明記させるものとする。

4 実施機関は、意見を提出した者に関する情報を公表する場合には、計画の素案を公表するときにその旨を明示するものとする。

(意見の考慮)

第7条 実施機関は、提出された意見を考慮して計画の意思決定を行うものとする。

(実施機関の考え方の公表)

第8条 実施機関は、前条の規定により計画についての意思決定を行ったときは、提出された意見の概要及びこれに対する実施機関の考え方を公表するものとし、当該計画の素案を修正したときは、修正の内容及びその理由を公表するものとする。ただし、提出された意見のうち、公表することにより提出した者の権利又は利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

2 実施機関は、提出された意見に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見のうち類似の意見及びこれに対する実施機関の考え方について公表するものとする。

3 第5条第1項及び第2項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(運用状況の公表)

第9条 市長は、パブリックコメント手続を行っている計画について、その実施状況を取りまとめ、一覧表を作成し、市ホームページに掲載するものとする。

2 前項の一覧表には、計画名、公表日、意見の提出期限及び計画の素案の入手方法並びに問い合わせ先を明記するものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、パブリックコメント手続について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

2 この告示の施行の際、現に立案の過程にある計画で市民等の意見を反映させる機会を確保させる手続を経たもの又は早急に意思決定を行う必要があるものについては、この告示の規定は、適用しない。

附 則 (令和5年3月8日告示第133号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

「市長への手紙」

市政やまちづくりに、あなたのご意見をお聞かせください。

■ 場所等については、特定ができるよう、なるべく具体的にご記入ください。

■ 回答を必要とする場合は、必ず「回答の有無欄 ☐ 回答してほしい」にチェックの上、連絡先を明記してください。

回答の有無 (☐ 回答してほしい ☐ 回答は必要ない)

ご住所 _____

ご氏名 _____

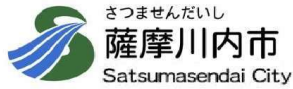
電話番号 _____

Eメールアドレス _____

■ 本市の行政に関しないもの、営業活動、特定の個人や団体等に対する誹謗中傷、個人間の争いに関するもの等については、ご遠慮ください。

■ ご意見等の趣旨が判断できないもの等については、回答しかねる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

○プレスリリース様式



<発表内容カテゴリ>

プレスリリース

発表事項		
場所		
開催日時	令和年 月 日 () 時 分 ~	
目的・内容		
添付資料		
H P 掲載		
取材案内		
問合先	担当課	
	取材対応者	
	問合窓口	

○薩摩川内市広報員設置要綱

平成 22 年 5 月 31 日

告示第 383 号

(目的)

第 1 条 この告示は、薩摩川内市広報員（以下「広報員」という。）を設置することにより、本市が行う広報活動を総合的かつ効率的に推進することを目的とする。

(職務)

第 2 条 広報員の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域の問題を提供すること。
- (2) 広報紙等に関する意見や提言を行うこと。
- (3) 市長が依頼する会議に参加すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が定める事項

(定数)

第 3 条 広報員の定数は、6 人以内とする。

(任期)

第 4 条 広報員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。

(資格)

第 5 条 広報員の資格は、募集年度の 4 月 1 日現在満 20 歳以上で、市内に住所を有する者及び市外居住者で市内へ通勤し、又は通学する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 国及び地方公共団体の職員である者
- (2) 市議会議員など公選による職にある者

(委嘱)

第 6 条 広報員の募集は、市民からの公募等により行い、市長が委嘱する。

(委嘱の取消し)

第 7 条 市長は、広報員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、委嘱を取り消すものとする。

- (1) 広報員が資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 広報員から辞退の申出があったとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が解職の必要を認めたとき。

(謝礼)

第 8 条 広報員に対する謝礼は、予算の範囲内で支給する。

(意見等の活用)

第 9 条 市長は、広報員から寄せられた意見等を広報活動の参考として有効に活用するものとする。

(庶務)

第 10 条 広報員に関する庶務は、秘書広報課において処理する。

(その他)

第 11 条 この告示に定めるもののほか、広報員に関し必要な事項は、市長が別

に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

（任期の特例）

2 この告示の施行後、最初に委嘱する広報員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日までとする。

附 則（令和 4 年 3 月 28 日告示第 147 号）

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年度 広聴広報年報

令和 8 年 9 月

編集発行者 薩摩川内市 未来政策部 秘書広報課
〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町 3 番 22 号
電話 (0996) 23-5111(代表)